2026年11月５日

各　位

会社名　　株式会社ＦＵＪＩ
代表者　　代表取締役社長　五十棲　丈二
（コード番号 6134　東証プライム / 名証プレミア）
問合せ先　　取締役 副社長執行役員 コーポレート本部長　加納　淳一
電話番号　　（TEL 0566-81-8205）

自己株式の取得および自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けならびに自己株式消却に係る事項の決定に関するお知らせ（会社法第165条第２項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得およびコミットメント型自己株式取得（FCSR）による自己株式取得ならびに会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却）

当社は、2026年11月５日開催の取締役会において、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項およびその具体的な取得方法について決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得及び消却を行う理由

資本効率の向上と株主への利益還元を目的とし、自己株式の取得を行うものであります。

２．取得及び消却の方法

コミットメント型自己株式取得（FCSR）方式（後述）を前提に、本日（2026年11月５日）の終値（最終特別気配を含む。）（以下「基準価格」という。）で、2026年11月６日午前８時45分の東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）において買付の委託を行い、100億円（以下「取得予定金額」という。）に相当する自己株式を取得します（その他の取引制度や取引時間への変更は行いません。）。当該買付注文は当該取引時間限りの注文とします。

前述の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）の実施は、当社が基準価格に基づき最終的な条件を決定した上で野村證券株式会社（以下「野村證券」という。）に注文を発注し、野村證券が東京証券取引所に自己株式立会外買付取引の届出を行うことを条件とします。当該届出が完了し、当該自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）を実施することおよびその最終的な条件が確定次第、速やかに公表（以下「個別取得決定に係る開示」という。）いたします。

今回の取得において、野村證券より、100億円を本日の東京証券取引所における終値で除した株式数（単元未満株式は切り捨てる。以下「取得予定株式数」という。）の売付注文がなさ

この文書は、当社の自己株式の取得および自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けならびに自己株式消却に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

れる予定となっておりますが、後述のとおり、野村證券からの取得分に関しては、当社の実質的な取得価額が一定期間の当社株式の平均価格相当（詳細は後記のとおり）になるよう、後日、当社株式を用いた調整を行うため、最終的な取得株式数は変動する可能性があります。

調整取引が完了した後、コミットメント型自己株式取得（FCSR）方式により取得した自己株式の全株式数を消却いたします。

３．取得に係る事項の内容

（１） 取得する株式の種類	当社普通株式
（２） 取得する株式の総数（予定）	100 億円を 2026 年 11 月５日の東京証券取引所における終値で除した株式数（単元未満株式は切り捨てる。）
（３） 株式の取得価額の総額	上記（２）の「取得する株式の総数（予定）」に 2026 年 11 月５日の東京証券取引所における終値を乗じた額
（４） 取得日	2026 年 11 月６日
（５） 取得結果の公表	午前８時 45 分の取引終了後に取得結果を公表する。

（注 1）当該株式数の変更は行わない。なお、市場動向等により、一部または全部の取得が行われない可能性もある。

（注 2）取得予定株式数に対当する売付注文をもって買付けを行う。

４．消却の内容

（１） 消却する株式の種類	当社普通株式
（２） 消却する株式の総数	コミットメント型自己株式取得（FCSR）方式により取得した自己株式の全株式数
（３） 消却予定日	未定

（注）消却する株式の数および消却予定日についてはコミットメント型自己株式取得（FCSR）方式による調整取引が完了後、改めてお知らせいたします。

（参考）2026 年９月 30 日時点の発行済株式総数および自己株式数

発行済株式総数（自己株式を除く）	88,105,271 株
自己株式数※	9,718,477 株

※株式付与ＥＳＯＰ信託が保有する当社株式 185,699 株は含めておりません。

５．コミットメント型自己株式取得（Fully Committed Share Repurchase）（以下「FCSR」という。）

当社は、今回の自己株式取得を実施するにあたり、コミットメント型自己株式取得（FCSR）（以下「本手法」という。）が、100 億円相当の自己株式取得を確実に行いたいという当社のニーズを充足し得る最良の選択肢であると判断いたしました。

本手法においては、当社はまず、2026 年 11 月６日に、ToSTNeT-3 により基準価格で、取得予定株式数、取得予定金額に相当する自己株式を取得します（以下「本買付」という。）。

この文書は、当社の自己株式の取得および自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けならびに自己株式消却に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

本買付にあたっては、本開示以降、野村證券が当社株主から借株をした上で、本取得を実施することおよびその条件が最終的に確定次第公表する個別取得決定に係る開示の後、売付注文をする予定です。野村證券は本開示後に当社株式の借株を行うことから、現時点で野村證券の売付注文額は確定していませんが、野村證券からは、取得予定株式数の売付注文は可能な見込みである旨聞いています。従いまして、本買付に際して株主の皆様が売付注文をしない場合であっても、当社は取得予定株式数を取得できる見込みです。なお、ToSTNeT-3 では一般の株主の皆様からの売付注文は、金融商品取引業者である野村證券の自己の計算に基づく売付注文に優先されますので、野村證券による売付注文の約定額は一般の株主の皆様からの売付注文分だけ減少します。

野村證券は本買付後に、借株の返済を目的として自らの判断と計算において当社株式を株式市場の内外で取得する予定であると聞いていますが、野村證券が行う当社株式の取得に関して、当社と野村證券との間で締結された契約はありません。

次に、野村證券から取得した株式に対しては、当社の実質的な取得単価が本買付以降の一定期間（2026 年 11 月 9 日から新株予約権の行使日または行使が行われない旨の通知を受けた日の前日まで）の各取引日の当社普通株式の VWAP（売買高加重平均価格）の算術平均値に 99.590％を乗じた価格（以下「平均株価」という。）と同じになるように、別途、本手法において当社が発行する新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の取得者となる野村キャピタル・インベストメント株式会社（NCI）（以下「新株予約権者」という。）との間で当社株式を用いた調整取引を行います。具体的には、①平均株価が基準価格よりも高い場合は、本新株予約権の行使により、「本買付における野村證券からの取得株式数」（以下「取得済株式数」という。）から「本買付において野村證券から買付けた金額により当社株式を平均株価で取得したと仮定した場合の取得株式数」（以下「平均株価取得株式数」という。）を控除して算出される数の当社株式を新株予約権者に交付し、逆に、②平均株価が基準価格よりも低い場合は、平均株価取得株式数から取得済株式数を控除して算出される数の当社株式を新株予約権者から無償で取得することを合意しています。最終的な取得株式数が確定した際には、別途、開示をする予定です。

この文書は、当社の自己株式の取得および自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けならびに自己株式消却に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

【コミットメント型自己株式取得（FCSR）において当社が発行する新株予約権に関して】

1．募集の概要

(1)	割当日	2026年11月20日
(2)	新株予約権の総数	1個
(3)	払込金額	新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。
(4)	当該発行による潜在株式数	潜在株式数：100億円を2026年11月5日の東京証券取引所（以下「東証」という。）における終値で除した株式数（単元未満株式は切り捨てる。）（上限）※ ※上限の潜在株式数は、本買付において一般の株主の皆様からの売付注文が無く、かつ平均株価取得株式数がゼロとなった場合を前提とした株式数
(5)	行使時の出資金額	1円
(6)	行使時の交付株式数の算定方法	交付株式数＝(ⅰ)取得済株式数－(ⅱ)平均株価取得株式数 ※単元未満株式は切り捨て、0を下回る場合には0株とする。 (ⅰ)「取得済株式数」は、2026年11月6日に当社が実施する東証の自己株式立会外買付取引による自己株式の買付けに際して、当社が野村證券から買い付けた株式数と同数とする。 (ⅱ)「平均株価取得株式数」は、以下の計算式に従った計算の結果得られる株式数（1株未満切り捨て）とする。 平均株価取得株式数＝ ①自己株式買付金額 ／ ②平均株価 ① 「自己株式買付金額」は、2026年11月6日に当社が実施する東証の自己株式立会外買付取引による自己株式の買付けに際して、当社が野村證券から買い付けた金額と同額とする。 ② 「平均株価」とは、平均株価算定期間の各取引日においてBloomberg L.P.が提示する6134_JT Equity AQRの画面（またはそれに代わる画面もしくはサービス）に表示する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）の算術平均値に99.590%を乗じた価格とする。 「平均株価算定期間」とは、2026年11月9日から本新株予約権の行使日の前日までの期間をいう。
(7)	募集または割当方法（割当予定先）	野村キャピタル・インベストメント株式会社に対する第三者割当方式
(8)	その他	当社は、割当予定先との間で、割当予定先が本新株予約権の行使を行わない場合、株価の状況に応じて割当予定先から一定数の当社株式を無償で取得する予定です。詳細については、別記「2．本新株予約権の特徴」、および別記「3．割当予定先等　(3) その他」をご参照ください。

この文書は、当社の自己株式の取得および自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けならびに自己株式消却に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

2．本新株予約権の特徴

(1) 本新株予約権の構成、行使により交付される株式数および行使の際に払い込まれる出資金額

・本新株予約権は全1回号で構成されており、発行される新株予約権の数は1個です。

・交付株式数は、平均株価の水準に応じて増減し、本日の終値よりも平均株価が上昇するほど交付株式数が増加する仕組みとなっております。

・行使の際に払い込まれる出資金額は、1円です。

(2) 発行条件の確定

・交付株式数の算定に用いられる、取得済株式数、自己株式買付金額は2026年11月6日のToSTNeT-3の結果によって確定します。ToSTNeT-3において株主の皆様からの売付注文があった場合は、その額だけ事後調整を要する対象株式数が減ることとなり、交付株式数の数量が減少することになります。

(3) 本新株予約権の行使可能期間

・本新株予約権の行使可能期間は、2026年11月24日から2027年3月5日までの期間です。

(4) 本新株予約権の取得

・本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の取得を可能とする旨の条項は付されていません。

(5) 行使が行われない場合の当社株式の追加取得

・割当予定先は、本新株予約権の行使を行わないことを決定した場合には、当社にその旨を通知し、2026年11月9日から通知日の前日までの間の各取引日における当社普通株式のVWAPの算術平均値に99.590％を乗じた価格がToSTNeT-3における自己株式取得価格よりも低い場合は、当社は割当予定先より、その差額に応じた株式数の当社株式を無償で取得することになっております。

この文書は、当社の自己株式の取得および自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けならびに自己株式消却に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

3．割当予定先等

(1) 割当予定先の概要（2026 年 3 月 31 日現在）

①	商号	野村キャピタル・インベストメント株式会社
②	本店所在地	東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
③	代表者の役職・氏名	代表取締役　村上　朋久
④	事業内容	貸金業
⑤	資本金の額	500 百万円
⑥	設立年月日	1999 年 11 月 4 日
⑦	発行済株式数	280,000 株
⑧	事業年度の末日	3 月 31 日
⑨	従業員数	15 名（単体）
⑩	主要取引先	投資家および事業会社
⑪	主要取引銀行	野村信託銀行株式会社
⑫	大株主および持株比率	野村ホールディングス株式会社　100%
⑬	当社との関係等	
	資本関係	割当予定先が保有している当社の株式の数：0 株 当社が保有している割当予定先の株式の数：0 株
	人的関係	当社と割当予定先との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者および関係会社と割当予定先の関係者および関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。
	取引関係	当社と割当予定先との間には、取引関係はありません。
	関連当事者への該当状況	割当予定先は、当社の関連当事者には該当しません。また、割当予定先の関係者および関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

⑭ 最近 3 年間の経営成績および財政状態（単体）

決算期	2024 年 3 月期	2025 年 3 月期	2026 年 3 月期
純資産	10,571	12,189	6,350
総資産	139,383	32,749	38,669
1 株当たり純資産（円）	37,755.32	43,534.78	22,678.93
営業収益	3,696	3,302	2,952
営業利益	2,664	2,338	1,670
経常利益	2,666	2,339	1,677
当期純利益	1,840	1,618	1,160

この文書は、当社の自己株式の取得および自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けならびに自己株式消却に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

1株当たり当期純利益(円)	6,573.22	5,779.46	4,144.15
1株当たり配当金(円)	―	25,000	4,000

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(注) 割当予定先、当該割当予定先の役員または株主が暴力団、暴力団員またはこれらに準ずる者とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を東証に提出しています。

(2) 株券貸借に関する契約

当社株主と割当予定先との間で株券貸借に関する契約の締結はございません。

(3) その他

当社は、割当予定先との間で締結予定の割当契約において、下記の内容について合意する予定です。

＜本新株予約権の行使が行われない際の当社株式の追加取得＞

割当予定先は、本新株予約権の行使を行わないことを決定した場合には、当社にその旨を通知し、当社が割当予定先より、平均株価取得株式数から取得済株式数を控除して算出される数の当社株式を無償で取得する。

＜割当予定先による本新株予約権の譲渡制限＞

割当予定先は、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社の書面による事前承認を要するものとする。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げない。

4. 本新株予約権の発行条件が合理的であると判断した根拠

本新株予約権はコミットメント型自己株式取得（FCSR）における調整取引のために発行されるものですが、当社は、本新株予約権の発行要項および割当予定先との間で締結した割当契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計（東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役 山本顕三）（以下「赤坂国際会計」という。）に依頼しました。赤坂国際会計は、本新株予約権の権利行使が行われない場合には、割当予定先から一定数の当社株式が無償で提供される等の割当契約記載の条件も考慮しつつ、当社株式の株価変動率、本新株予約権の行使条件等を勘案し、新株予約権の評価で一般的に使用されているモンテカルロ・シミュレーションを用いて、本新株予約権の価値評価を実施しました。当社は、割当予定先が取得するFCSR取引における地位は単に将来の一定の時点までの株価の騰落を事後的に精算するという地位に過ぎず、株価は基本的に上下どちらにも変動しうる以上、積極的な価値を持たず、本新株予約権および無償取得条項を一体として評価すれば価値は零であると評価できることから、赤坂国際会計の評価を参考にしつつ、本新株予約権の内容を勘案の上、無償での本新株予約権の発行が有利発行に該当しないものと判断し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととといたしました。また、本新株予約権については、監査役３名全員（うち社外監査役２名を含む。）から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結

この文書は、当社の自己株式の取得および自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けならびに自己株式消却に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

果、本新株予約権の発行が有利発行に該当しない旨の取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められない旨の意見を得ております。

5．企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行は、①本新株予約権の行使により交付される普通株式に係る議決権数を発行決議日現在における当社の発行済株式数に係る議決権総数の 25%未満としていること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権が行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東証の有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手または株主の意思確認手続きは要しません。

以上

この文書は、当社の自己株式の取得および自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けならびに自己株式消却に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。